

## 茶臼山動物園及び城山動物園管理運営業務仕様書

## (運営方針)

第1 動物園の社会的意義（レクリエーション、教育、ノーマライゼーション、自然保護、調査研究）を深く認識し、常にその機能を十分発揮し、市民サービスの向上と経費削減を図るよう努めるものとする。

## (委任業務)

第2 委任業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 動物の展示、飼育に関すること。
- (2) 施設、付帯施設及び物品の維持に関すること。
- (3) 入園料及び動物園遊具利用料の徴収及び収納に関すること。
- (4) 園内の清掃に関すること。
- (5) 園内の安全、防火、防犯に関すること。
- (6) 園内農業用水路の管理に関すること。
- (7) 移動動物園の実施に関すること。
- (8) 大型連休中等の無料シャトルバス運行に関すること。
- (9) ボロ等の収集運搬及び処理業務に関すること。
- (10) 上越市との連携PR事業に関すること。
- (11) 長野市茶臼山動物園整備基金への寄附者（茶臼山動物園サポーター）への特典・サービスの提供に関すること。
- (12) 城山分園付帯施設（城山公園駐車場）を運用することに伴う城山公園内各施設を含む城山公園全体の利用に関するマネジメント（調整、協議）に関すること。
- (13) 城山動物園において、城山公園駐車場利用者のうち、長野市内在住の「ながの子育て家庭優待パスポート」を提示した者及び障害者手帳を提示した者に対し、開園時間内に認証機を使用して割引認証をすること。ただし割引認証について認証機を使用しない方式に変更した場合は、この限りではない。
- (14) その他動物園の管理に関し、承認を得て実施する事項。

## (管理方針)

第3 動物園及びこれに付帯する設備並びに備品類についてはその維持管理に留意し、その補修、改修または補充の必要がある時は、速やかに措置しなければならない。また、動物の飼育については特に留意し、飼育動物が常に健康的かつ衛生的に管理がなされるように努めるものとする。

## (安全対策)

第4 動物の脱出防止には万全を期し、万一非常事態（特定動物の脱出・地震・火災等）が発生した時は、別に定める「長野市茶臼山動物園非常事態対策要綱」に基づき、第一に入園者及び住民の安全を確保すると共に、早急なる事態の收拾を図るものとする。

- 2 各獣舎の仕様及び人止柵については、「動物の愛護及び管理に関する法律」を適用する。
- 3 遊戯施設の安全点検は、専門知識を有する者により定期的に行なうものとする。特に城山分園にあっては大型遊具の安全には常に万全を期すものとし、定期点検については法定検査及びそれと同等の検査を年2回以上行い、検査結果を即時報告するものとする。また同遊具に関しては職員を安全点検に関する講習会に派遣し、その者により自主検査を月1回状況に応じ行い、報告するものとする。

## (業務の範囲)

第5 指定管理者は清掃・警備・危機の保守等、個別の業務を第三者に委託することはできるが、施設管理に係る業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し又は請負わせることはできないものとする。

## (入園の制限)

第6 長野市都市公園条例(以下「条例」という。)第5条8号に該当する者の他、次の各号のひとつに該当する者に対しては入園を拒み、又は退園をさせることができるものとする。

- (1) 金品を募集し、または許可なく物品を販売する者。
- (2) 他の入園者に迷惑を及ぼし、又は嫌悪の情を抱かせる行為をするおそれがある者。
- (3) 他の入園者に危害を加え、又は動物園の設備、器具若しくは展示物を損傷するおそれがある物品を携帯する者。
- (4) 前3号に掲げる者のほか、動物園の管理上支障があると認められる行為をするおそれがある者。

## (入園料等の割引及び返還)

第7 茶臼山動物園は、小学校入学前の者の入園料を無料とするほか、条例第12条の6に規定する入園料等の割引及び返還は次のとおりとする。

- (1) 入園料の割引は別に定める「長野市動物園施設利用料の割引・無料に関する事務取扱基準」第4条に準じるものとする。
- (2) 茶臼山公園内移動用施設の割引は障害者基本法第二条に規定する障害者で、障害者手帳を所持している者及びその介助者(手帳所持者1人につき介助者1人。車イスは2人)とする。
- (3) 入園者の責に帰することの出来ない理由により、入園前に入園を取り消した時は、全額還付する。
- (4) その他市長が認めた場合。

2 城山分園遊戯施設利用料の返還は次のとおりとする。

- (1) 利用者の責に帰することが出来ない理由により施設の運転を中止したときは、その施設利用料相当分の金額を返還する。
- (2) その他市長が認めた場合。

## (報告)

第8 毎月の施設の運営状況について、茶臼山動物園においては「入園者数状況」、「管理日報とりまとめ表」、「入園料収入状況報告書」、「展示動物異動報告書」、「展示動物数報告書」、「購入飼料報告書」、「モノレール利用状況調書」を、城山分園においては「入園者数状況」、「管理日報とりまとめ表」、「入園者数・遊具利用状況調書」、「大型遊具検査報告書」、「展示動物異動報告書」、「展示動物数報告書」、「購入飼料報告書」を翌月の10日までに報告するものとする。

## (移動動物園の実施)

第9 移動動物園の実施においては動物管理及び事故等に十分配慮を行うものとする。

## (大型連休中等の無料シャトルバス運行)

第10 茶臼山動物園において、大型連休中等来園者が多く見込まれるときは、JR利用者等に対しシャトルバスを運行し、渋滞解消及び利用者の利便性の向上に努める。

## (日本水族館協会の業務)

第11 日本動物園水族館協会に関する通常の業務、事業を行うものとする。